

総 則

目 次

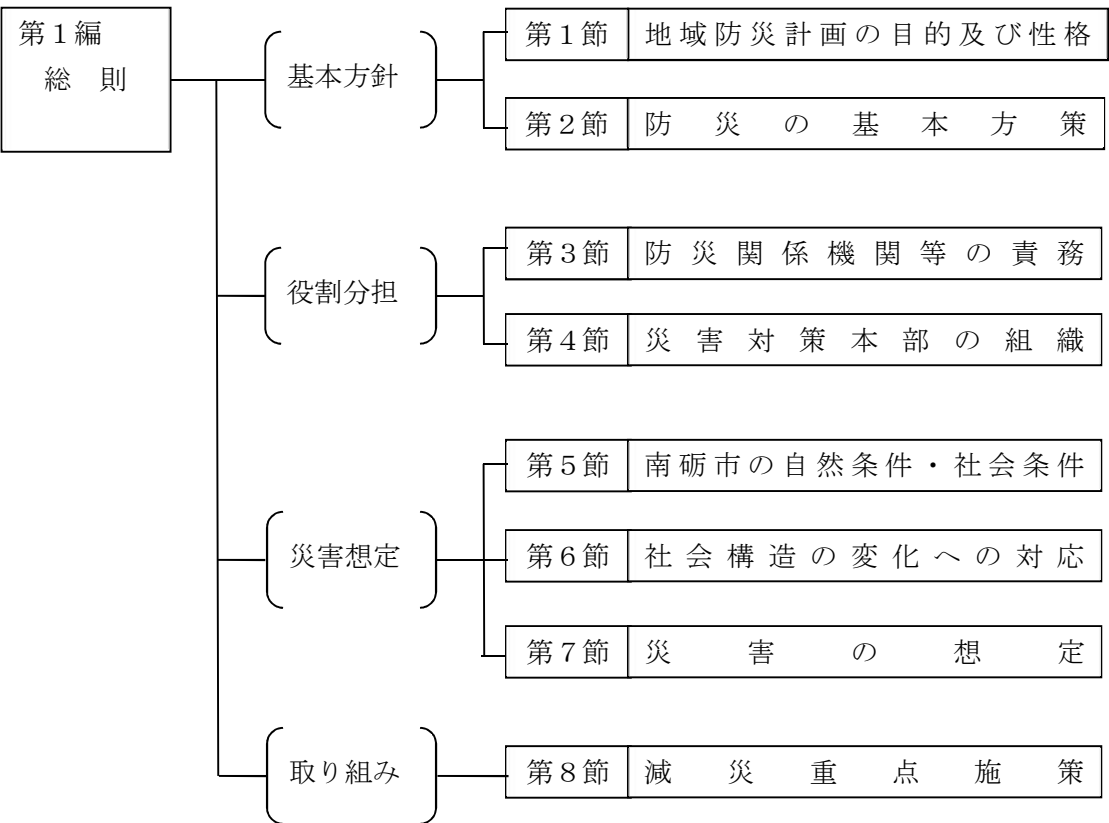
総則	1
第1章 総則	3
第1節 地域防災計画の目的及び性格	5
第1 計画の目的	5
第2 計画の性格	5
第3 計画の構成	5
第2節 防災の基本方策	7
第1 防災についての考え方	7
第2 防災の各段階における基本方策	7
第3 各種計画等の作成	9
第3節 防災関係機関等の責務	10
第1 防災関係機関等の責務	10
第2 防災関係機関等の業務大綱	12
第4節 災害対策本部の組織	18
第5節 南砺市の自然条件・社会条件	27
第1 地理的・自然的条件	27
第2 社会的条件	29
第6節 社会構造の変化への対応	30
第7節 災害の想定	31
第1 風水害の想定	31
第2 雪害の想定	32
第3 火災の想定	32
第4 地震災害の想定	32
第5 その他事故災害の想定	43
第8節 減災重点施策	44

第1章 総則

ここでは、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、市、県、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務を示す。

さらに、市を取り巻く自然条件や社会環境の変化、災害履歴などを整理し、この計画の基礎となる災害が発生した場合の被害想定の概要を示す。

【計画の体系】

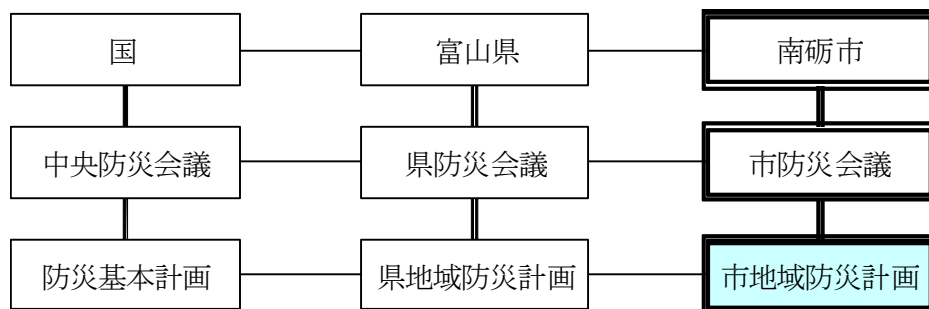


第1節 地域防災計画の目的及び性格

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて南砺市防災会議が策定する計画であり、南砺市の地域にかかる災害対策に関して、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、南砺市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

■市、県及び国の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、南砺市の地域に係る災害対策について定めるものである。
- 2 この計画は、市、防災関係機関及び住民等が風水害、雪害、火災、震災及び事故災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的な災害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は次による。

- 1 総則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱及び役割分担、本市の特質、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。
- 2 風水害編

暴風、豪雨、洪水等の風水害等についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。
- 3 雪害編

雪による災害についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。
- 4 火災編

大規模な火事災害、林野火災についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。
- 5 震災編

大規模地震による災害についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

6 事故災害編

鉄道災害、道路災害、危険物等の大規模な事故による災害、原子力発電所の事故による災害についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

※1 予防対策

災害発生に備えて、防災都市づくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。

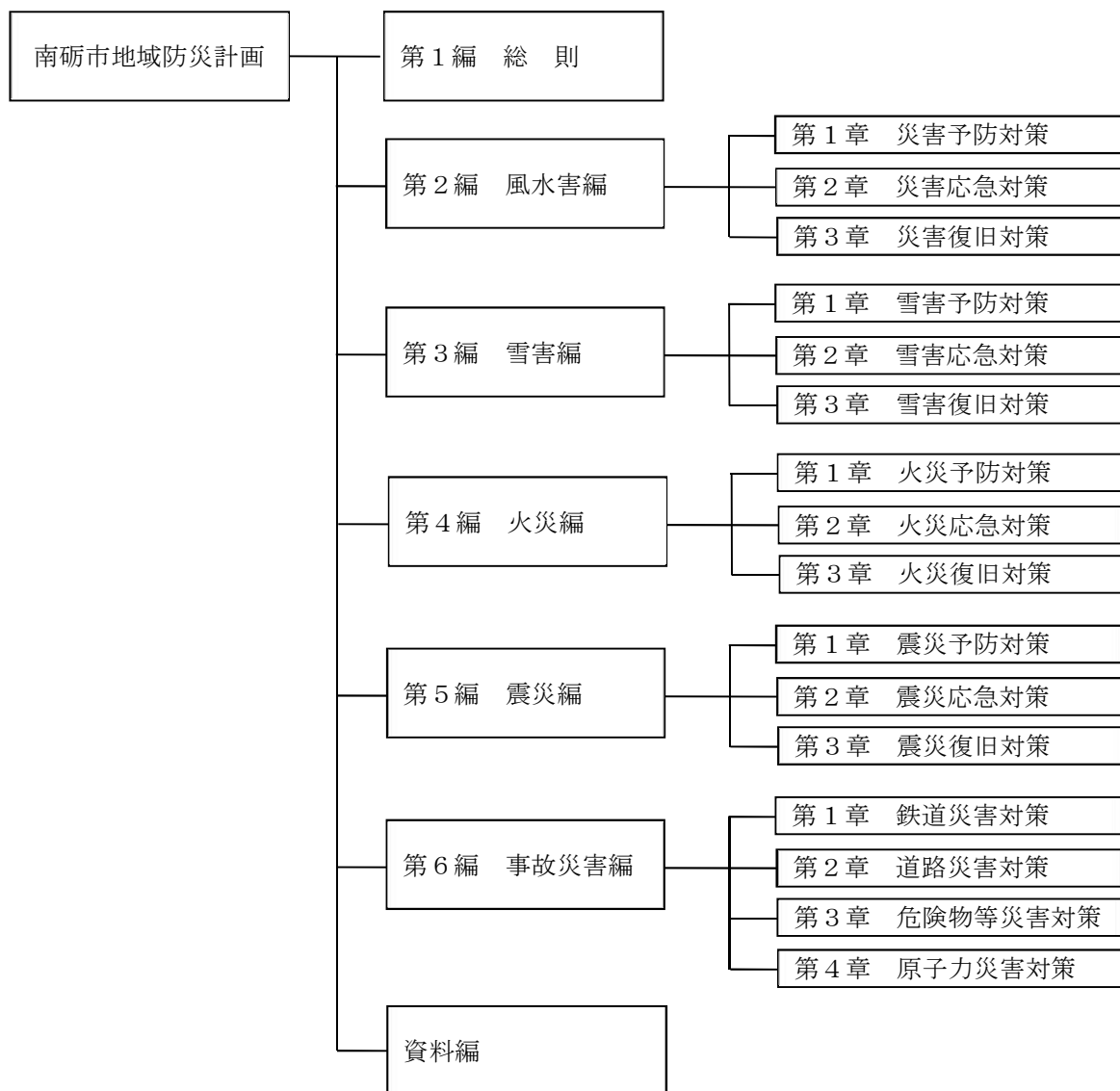
※2 応急対策

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の災害応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。

※3 復旧対策

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。

■南砺市地域防災計画の構成



※第6編の事故災害編は、各章（事故の種別）ごとに予防対策、応急対策、復旧対策を掲載している。

第2節 防災の基本方策

【第2節の構成】

第1	防災についての考え方	
第2	防災の各段階における基本方策	1 計画的で周到な災害予防対策 2 迅速で円滑な災害応急対策 3 速やかな災害復旧対策
第3	各種計画等の作成	

第1 防災についての考え方

防災とは、山間地から都市化した地域まで多様な土地利用を展開し、様々な災害の発生の危険性を常に抱えている本市において、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するものであり、行政上最も重要な施策の一つである。

阪神・淡路大震災（平成7年1月）、新潟中越地震（平成19年7月）、東日本大震災（平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）などの地震災害、平成16年7月の集中豪雨、平成20年7月の局地的集中豪雨等、多くの災害教訓に見られるように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県、市、事業所及び住民が一致協力し、総力をあげて災害対策をとることが重要であり、また本市の地域特性や県全体における広域的な位置づけなどを考慮した的確な対応策を講じることが基本である。その結果として被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動の展開が必要である。

災害対策についての各段階における基本方策は、次のとおりである。

1 計画的で周到な災害予防対策

（1）災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震・不燃化の促進、市街地の再開発等による防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等国土強靱化に関する事業の推進により都市基盤の安全性を確保する。

（2）災害に強い体制づくり

防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、緊急輸送ネットワーク等の整備や通信連絡体制、相互応援体制の整備等により防災活動体制を強化するとともに、消防団及び地域の防災対策の中心となる地域づくり協議会等を単位とする自主防災組織との連携体制の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等による救援・救護体制を整備する。

(3) 災害に強い人づくり

日常から災害に備えるため、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、要配慮者への支援等により防災行動力の向上を図る。また災害対策の調査研究を推進する。

(4) 災害未然防止活動の実施

気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備・高齢者等避難・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。

2 迅速で円滑な災害応急対策

(1) 迅速な応急活動の実施

発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握、被害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。

特に広範な市域の防災体制を整備するには、被災直後の消防団と自主防災組織、消防団協力事業所等の連携した応急活動が重要である。消防団の装備の充実や安全確保対策、自主防災組織の体制強化、資機材整備等を推進し、迅速な減災活動ができる地域総合防災体制を推進する。

(2) 人命優先の救助活動

人命救助を最優先した緊急救援・救護を実現するために、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、住民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、消防庁に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。

(3) 被災者救援活動の実施

被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらに、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。

(4) 被害の拡大防止

災害の発生直後において、二次災害等の危険性を見極め、被害拡大を防止するため、危険物大量貯蔵所等における危険物・毒物等の防災対策や水防対策・土砂対策等の応急措置を実施する。

(5) 生活基盤の復旧

社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに実施するとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を推進する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

(6) その他災害への対応

道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動態勢をとり災害応急対策を実施する。

3 速やかな災害復旧対策

(1) 被災者の生活確保

民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保に努める。

(2) 中小企業者等への対応

被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じ生活基盤の再建を促進する。

(3) 激甚災害の指定

被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

市及び防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

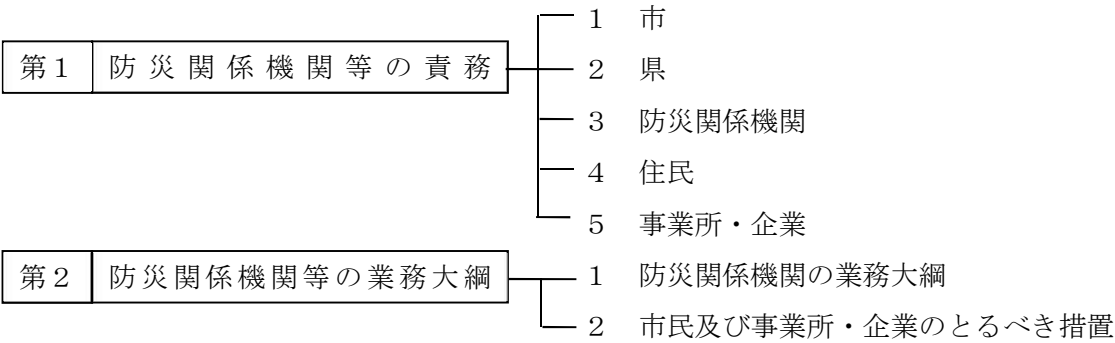
第3 各種計画等の作成

市及びその他防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行する。

- ア 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- イ 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検
- ウ 道路交通網や情報伝達網が途絶する事態を想定した職員の初動マニュアルの策定や訓練
- エ 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第3節 防災関係機関等の責務

【第3節の構成】



第1 防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに住民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進する。

1 市

(1) 公共施設等の安全性強化

公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。

(2) 地域の防災施設の整備

地域防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線などの情報伝達施設・システムを計画的に整備する。

(3) 災害危険区域等の周知徹底

災害危険区域等での土砂災害による人的被害を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。

(4) 消防力の強化

消防施設設備の充実や南砺市防災拠点施設の整備、消防団の活性化や装備の充実等消防力を強化するとともに、消防防災ヘリコプターを活用するため臨時離着陸場を整備する。

(5) 生活必需物資等の備蓄、避難所の環境整備等

水、食料、生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。

(6) 住民の自主防災意識の高揚等

住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等、自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

2 県

(1) 防災対策事業の計画的な実施

災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。

(2) 消防力強化への支援

市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。

(3) 広域的な総合調整の実施

市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。

(4) 総合的な防災対策の実施

市、その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。

(5) 自主防災活動の普及啓発等

県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。

(6) 事故防止のための施設設備の整備

事故災害防止のため、道路等の施設設備の整備を推進する。また、危険物取扱施設等の安全性確保のための検査・指導を徹底する。

3 防災関係機関

(1) ライフラインの迅速な復旧

市民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に推進する。

(2) 防災資機材等の計画的な整備充実

消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊、公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

(3) 報道機関の災害に関する情報の提供

報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、住民に対して周知するとともに災害に関する情報の提供に努める。

(4) 事故災害対策の推進

鉄道・バス等の輸送事業者は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等災害対策の推進に努める。

4 住 民

(1) 自主防災の意識啓発

「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低 3 日分の飲料水・食料等の備蓄、災害危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずる。

(2) 自主防災組織の結成及び育成

「みんなのまちはみんなで守る」ため、日頃から隣近所や地域づくり協議会などの地域と連携を図り、自主防災組織の活動への積極的参画及び組織の育成に努める。

(3) 地域防災力の向上

地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

(1) 防災への取り組み強化

事業所・企業は、市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物耐震・不燃化に努める。

(2) 地域の一員としての総合的な防災活動の推進

事業所・企業は、消防防災計画及び事業継続計画（BCP）を策定するとともに、自衛消防隊の設置・訓練を行い、防災力の向上を図る。また、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。

市及び県は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、こうした取り組みに資する情報提供等を進める。

(3) 事故災害の防止

危険物取扱施設等の管理者は、施設設備の安全性強化に努め事故災害の防止を図る。

(4) 防災意識の高揚

市及び県は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第 2 防災関係機関等の業務大綱

市、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの立場で防災に寄与する。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、住民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力する。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整

備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進する。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 南砺市関係機関

防災関係機関	事務又は業務の大綱
南砺市	・市防災会議に関すること。 ・災害対策の組織の整備に関すること。 ・気象予警報の情報伝達に関すること。 ・防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 ・避難指示・誘導に関すること。 ・被災状況の情報収集、伝達及び広報・公聴に関すること。 ・被災者の救助、救護に関すること。 ・災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 ・消防活動及び水防対策に関すること。 ・水道事業等の災害対策に関すること。 ・児童、生徒に対する応急教育に関すること。 ・公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 ・浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ・水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 ・自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 ・要配慮者の避難支援に関すること。 ・災害救援ボランティアの受入れ調整等に関すること。 ・市道路の情報収集及び除排雪に関すること。

(2) 富山県関係機関

防災関係機関	事務又は業務の大綱
富山県	・富山県防災会議に関すること。 ・災害対策の組織の整備に関すること。 ・気象予警報等の情報伝達に関すること。 ・災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 ・被災者の救援、救護に関すること。 ・自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 ・災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 ・公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 ・浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 ・非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 ・災害救援ボランティアの受入れ調整等に関すること。 ・児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 ・災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 ・被災産業に対する融資等に関すること。 ・市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。

防災関係機関	事務又は業務の大綱
南砺警察署	・警戒区域の設定及び避難の指示・誘導に関すること。 ・被災者の救出・救護に関すること。 ・交通の規制及び緊急輸送路の確保に関すること。 ・行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認に関すること。 ・犯罪の予防、取締り及び各種広報に関すること。
砺波厚生センター	・災害時における医療機関との連絡に関すること。 ・災害時の感染症予防に関すること。 ・環境衛生、食品衛生の保持に関すること。 ・その他住民の保健衛生に関すること。
砺波農林振興センター	・農地の災害対策に関すること。 ・用排水路、農道等農業用施設の災害対策に関すること。 ・森林の災害対策に関すること。 ・山崩れ、地すべり等の災害対策に関すること。 ・治山及び林道施設の災害対策に関すること。 ・雪崩対策に関すること。
砺波土木センター	・公共土木施設の災害対策に関すること。 ・土石流、地すべり、急傾斜地崩壊及び雪崩等による災害対策に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・一級河川の管理に関すること。 ・道路情報の収集及び道路除排雪に関すること。
ダム管理事務所	・ダム施設の応急対策に関すること。 ・ダム放流警報に関すること。

(3) 指定地方行政機関

防災関係機関	事務又は業務の大綱
北陸総合通信局	・情報通信の確保に関すること。 ・災害時における非常通信の運用監督に関すること。
北陸財務局富山財務事務所	・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 ・災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付。 ・避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関すること。
北陸農政局	・国営農業用施設の整備とその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。 ・農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること。 ・災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。 ・政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること。 ・応急用食料・物資の支援に関すること。
中部経済産業局	・産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・電気、ガス、鉱業用水の供給確保に関すること。 ・中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること。

防災関係機関	事務又は業務の大綱
中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること。
北陸信越運輸局	・災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること。 ・災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること。 ・自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 ・鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること。
富山地方気象台	・気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ・防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
北陸地方整備局	・庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること。 ・利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること。 ・利賀川（国直轄区間）の管理に関すること。 ・国道 156 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 ・国道 156 号の指定区間における交通安全施設等整備及び除雪、防雪、凍雪害の防止に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

（４）指定公共機関

防災関係機関	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)北陸支社	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	・鉄道輸送の安全確保に関すること。 ・災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路(株)金沢支社	・北陸自動車道及び東海北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
西日本電信電話(株)	・電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における緊急通話の確保に関すること。
(株)NTT ドコモ北陸支社	
KDD I (株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
楽天モバイル(株)	
日本赤十字社富山県支部	・災害時における医療救護に関すること。 ・災害時の血液製剤の供給に関すること。 ・義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 ・その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。

防災関係機関	事務又は業務の大綱
日本放送協会富山放送局	・住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 ・災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 ・社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。
北陸電力(株)	・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電(株)	・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力融通に関すること。
関西電力(株)北陸支社	・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力融通に関すること。
関西電力送配電(株)北陸電力本部	・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力融通に関すること。
日本通運(株)富山支店	・災害時における緊急輸送の確保に関すること。

(5) 自衛隊

防災関係機関	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 14 普通科連隊、陸上自衛隊第 382 施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第 6 航空団	・災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。

(6) 指定地方公共機関等

防災関係機関	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社	・鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 ・災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 ・災害時における被災地との交通の確保に関すること。
ガス供給事業会社等	・災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 ・ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 ・住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。
自動車運送事業会社	・災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 ・災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
報道機関	・住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知に関すること。 ・災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
土地改良区	・水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
南砺市医師会	・災害時における医療救護活動に関すること。
病院	・災害時における医療救護活動に関すること。

防災関係機関	事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合	・市災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力に関すること。 ・農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 に関すること。 ・被災農林家に対する融資又はそのあっせん に関すること。
社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ・ボランティア活動の推進に関すること。 ・義援金品の配分に関すること。
社会福祉施設管理者	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ・被災時の入所者及び要介護者等の入所保護に関すること。
自主防災組織	・防災資機材の整備に関すること。 ・防災思想・防災知識の普及に関すること。 ・各種防災訓練への参加に関すること。 ・組織的初期消火に関すること。 ・負傷者等の救出救護に関すること。 ・組織的避難に関すること。 ・給食給水活動に関すること。 ・その他の相互扶助に関すること。 ・地域避難所・避難場所に関すること

2 市民及び事業所・企業のとるべき措置

(1) 市民

- ア 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。
- イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、市及び県が実施する防災活動に積極的に協力する。
- ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。
- エ 地域の災害に関連する歴史や口承、履歴を調査し、市と協力し、地域住民の防災意識、地域防災力の向上に努める。

(2) 事業所・企業

- ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、市及び県が実施する防災事業に協力する。
- イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払う。
- ウ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第4節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、市は、国、県及びその他防災関係機関等との有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 南砺市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、南砺市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、南砺市防災会議条例（平成16年11月1日条例第15号）に基づく南砺市防災会議をおく。

【南砺市防災会議条例】・・・資料編「7－1」

2 南砺市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく南砺市災害対策本部の組織は、南砺市災害対策本部条例（平成16年11月1日条例第16号）及び計画に定める。

【南砺市災害対策本部条例】・・・資料編「8－1」

（1）設置基準

ア 風水害、雪害等

- ・局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。
- ・市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。
- ・市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。

イ 地震

- ・南砺市において震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）。
- ・市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。

（2）設置場所

災害対策本部は、南砺市庁舎に設置する。

なお、南砺市庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合は、南砺市防災センターに設置する。

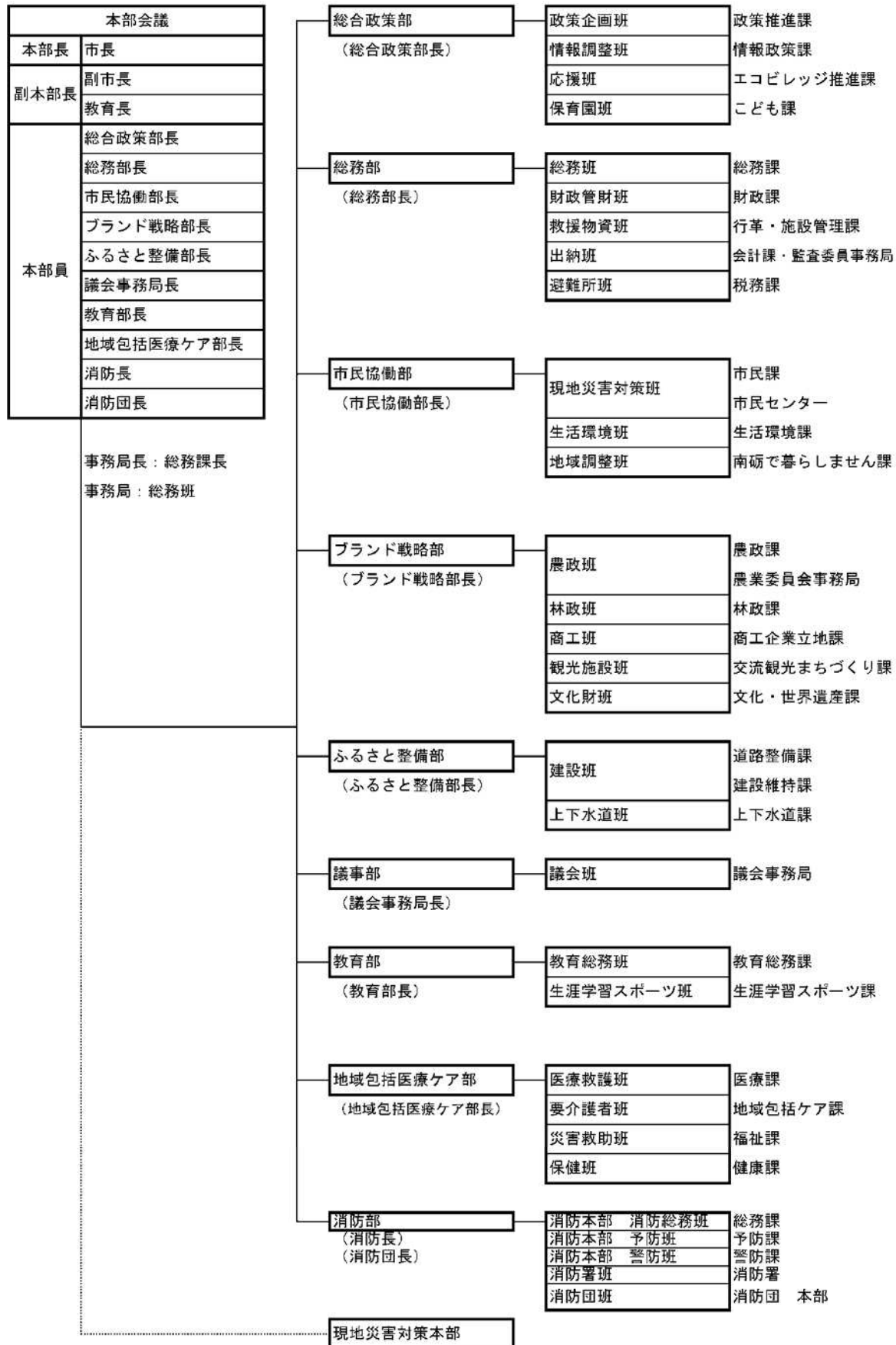
（3）組織系統

南砺市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

〔南砺市災害対策本部 組織図〕

令和5年4月1日現在

〔南砺市災害対策本部 組織図〕



() は、各部の総括責任者

(4) 任務分担

各組織の任務分担は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部本部長（市長）

災害対策本部本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

・第1順位 副市長、 ・第2順位 教育長、 ・第3順位 総務部長

イ 災害対策本部副本部長（副市長、教育長）

災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

本部員は、総合政策部長、総務部長、市民協働部長、ブランド戦略部長、ふるさと整備部長、議会事務局長、教育部長、地域包括医療ケア部長、消防長及び消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

（ア）本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について協議する。

- A 災害応急対策の基本方針に関すること。
- B 動員配備体制に関すること。
- C 重要な災害情報の収集・分析による対策の基本方針の決定に関すること。
- D 避難準備・高齢者等避難・避難指示に関すること。
- E 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- F 県及び防災関係機関への連絡調整に関すること。
- G 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
- H 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。
- I 災害救助法の適用に関すること。
- J その他重要な災害対策に関すること。

（イ）本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

オ 本部事務局

（ア）災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。

（イ）事務局長は総務課長とし、事務局の事務を掌理する。

キ 各部・班

（ア）災害対策本部の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。

（イ）各部・班の組織及び分掌事務は別表【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】のとおりとする。なお原子力災害対策に関しては別途定める（事故災害編第4章 原子力災害対策を参照）。

(ウ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等の職にあるものがその職務を代理する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な災害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

本部の設置場所は、市民センターとし、被災により使用できない場合は、災害対策本部長が指定する場所とする。

本部長の命を受けた職員が現地災害対策本部長となり、市民センター職員及びあらかじめ定められた現地対策職員と共に分掌事務を行う。

現地災害対策本部は、災害応急対策において自組織のみでは対応が困難な場合は、総務班（総務課）を経由し本部へ応援要請を行う。

ケ 組織体制の特例

本部長は災害が局地的で、災害対策本部の機能を現地に集約させたほうが効率的に対策にあたる場合など、特に必要と認めるときは異なる組織体制を指令することができる。

コ 避難指示等発令の特例

現地対策本部長は、局所的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長から避難指示等に関する権限の委任を受けた場合又は市長の指示を仰ぐいとまのない場合で、住民保護のため、特に必要と認めたときは、関係区域の住民に立ち退きを指示することができる。

この場合、指示等の措置状況を速やかに、市長に報告しなければならない。

(5) 災害対策本部の設置及び解散の通知等

本部長は、災害対策本部を設置及び解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関にその旨を通知する。

(6) 災害対策本部の解散

本部長は、市域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは災害対策本部を解散する。

別表

【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】

※原子力災害対策に関しては別途定める（事故災害編 第4章 原子力災害対策を参照）

部名	班 名 (担当課)	分 掌 事 務
総合政策部	政策企画班 (政策推進課)	1. 災害対策全般の企画調整に関する業務 2. 公共交通機関に関する業務 3. 中央機関への被害の報告及び要望事項の取りまとめに関する業務 4. その他、部内で所管する防災業務
	情報調整班 (情報政策課)	1. 広報に関する業務 2. 報道に関する業務 3. 被害状況及び応急対策の記録に関する業務 3. 情報システム、インターネット等に関する業務 4. 市長・副市長の秘書に関する業務
	応援班 (エコビレッジ推進課)	1. 避難所班の応援に関する業務 2. 他部・他班の応援に関する業務
	保育園班 (こども課)	1. 児童の安全確保、引渡しに関する業務 2. 保育園等の管理運営に関する業務
総務部	総務班 (総務課)	1. 災害対策本部の設置・運営に関する業務 2. 気象情報等の収集伝達に関する業務 3. 各部からの被害報告の取りまとめに関する業務 4. 各部各班の連絡調整に関する業務 5. 避難指示等の発令に関する業務 6. 職員の参集や給与等に関する業務 7. 県、他市町村、自衛隊等に対する応援要請に関する業務 8. 民間団体の協力要請に関する業務
	財政管財班 (財政課)	1. 庁舎・設備の保守その他応急機能確保に関する業務 2. 輸送計画の作成及び輸送車両の確保・配車等に関する業務 3. 輸送活動及び緊急通行車両用燃料に関する業務 4. 災害対策に係る予算措置に関する業務 5. 市有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関する業務
	救援物資班 (行革・施設管理課)	1. 救援物資等の調整に関する業務 2. 義援物資の受付及び配分に関する業務 3. 他部・他班の応援に関する業務
	出納班 (会計課) (監査委員事務局)	1. 義援金等の受付及び配分、出納保管に関する業務 2. 支出入の管理等の会計処理に関する業務 3. 他部・他班の応援に関する業務
	避難所班 (税務課)	1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営等に関する業務 2. 避難者名簿の作成に関する業務 3. 迷子、行方不明者に関する業務 4. 税に関する業務 5. 罹災証明資料に関する業務

部名	班 名 (担当課)	分 掌 事 務
市民協働部	現地災害対策班 (市民課) (市民センター)	1. 被災地域内の発災直後の災害情報・防災情報の収集及び報告に関する業務 2. 被災地域内の被災者向け広報に関する業務 3. 相談窓口に関する業務 4. 罹災証明書等に関する業務 5. 戸籍等に関する業務
	生活環境班 (生活環境課)	1. 防犯に関する業務 2. 埋葬・火葬に関する業務 3. 家庭動物に関する業務 4. 避難所における仮設トイレに関する業務 5. し尿処理に関する業務 6. 廃棄物に関する業務
	地域調整班 (南砺で暮らしません課)	1. 災害対策本部と地域づくり協議会（自主防災組織）との連絡調整・協力要請に関する業務 2. 避難所班の応援に関する業務
ブランド戦略部	農政班 (農政課) (農業委員会事務局)	1. 食料等の輸送に関する業務 2. 農地、溜池及び用排水路等農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する業務 3. 農漁業関係者及び団体との連絡調整に関する業務 4. 他部・他班への応援に関する業務
	林政班 (林政課)	1. 治山・林道施設の被害調査並びに応急対策に関する業務 2. 林業関係者及び団体との連絡調整に関する業務 3. 他部・他班への応援に関する業務
	商工班 (商工企業立地課)	1. 中小企業への支援に関する業務 2. 食品、生活必需品等救援物資の確保・供給（協定業者）に関する業務 3. 流通在庫物資の集配に関する業務 4. 工業諸団体との連絡調整に関する業務 5. 商工会との連絡調整に関する業務 6. 他部・他班への応援に関する業務
	観光施設班 (交流観光まちづくり課)	1. 観光施設に関する業務 2. 観光関係団体に関する業務 3. 外国人に関する業務 4. 他部・他班への応援に関する業務
	文化財班 (文化・世界遺産課)	1. 文化財等に関する業務 2. 他部・他班への応援に関する業務

部名	班 名 (担当課)	分 掌 事 務
ふるさと整備 部	建設班 (道路整備課) (建設維持課)	1. 道路・橋梁の危険箇所把握及び応急措置に関する業務 2. 輸送拠点施設及び緊急通行輸送道路の確保に関する業務 3. 河川に関する業務 4. 水防対策に関する業務 5. 土砂災害対策に関する業務 6. 除雪対策、雪崩対策及び雪崩の危険防止に関する業務 7. 交通規制に関する業務 8. 水害、河川堤防等の被害調査及び応急対策に関する業務 9. 山くずれ・崖くずれ等の予防応急対策に関する業務 10. 応急危険度判定等に関する業務 11. 仮設住宅等に関する業務 12. 市営住宅等の被害調査に関する業務
	上下水道班 (上下水道課)	1. 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する業務 2. 飲料水の供給に関する業務 3. 応急給水に関する業務 4. 上下水道使用制限における広報に関する業務
議事部	議会班 (議会事務局)	1. 市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整に関する業務 2. 市議会災害対策会議に関する業務
教育部	教育総務班 (教育総務課)	1. 応急教育に関する業務 2. 学校施設等に関する業務 3. 児童・生徒等に関する業務 4. 教職員の動員に関する業務 5. 教育関係機関及びPTA等教育関係団体との連絡調整に関する業務
	生涯学習 スポーツ班 (生涯学習スポーツ課)	1. 社会教育施設に関する業務 2. 他部・他班への応援に関する業務

部名	班 名 (担当課)	分 掌 事 務
地域包括医療 ケア部	医療救護班 (医療課)	1. 指定緊急避難場所及び指定避難所における救急医療に関する業務 2. 医薬品等の確保に関する業務 3. 遺体の収容・処理等に関する業務 4. 遺体の識別・検案に関する業務 5. 救護所・病院等に関する業務
	要介護者班 (地域包括ケア課)	1. 要配慮者への支援に関する業務 2. 社会福祉施設等に関する業務 3. 在宅支援、介護認定調査に関する業務
	災害救助班 (福祉課)	1. 災害救助法の事務、救助全般の具体策の策定及び実施に関する業務 2. 福祉避難所に関する業務 3. 炊出、給食に関する業務 4. 災害ボランティア本部の設置・運営に関する業務 5. 遺体の収容・処理等に関する業務 6. 遺体の身元確認に関する業務 7. 要配慮者への支援に関する業務 8. 災害弔慰金等に関する業務
	保健班 (健康課) (保健センター)	1. 避難所の衛生活動に関する業務 2. 健康管理に関する業務 3. 感染症対策等に関する業務 4. メンタルヘルスケアに関する業務 5. 防疫に関する業務
消防部	消防総務班 (消防団本部総務課)	1. 住民の避難及び誘導に関する業務 2. 消防団に対する協力要請に関する業務 3. 災害情報の収集及び連絡に関する業務 4. 災害対策本部と部内各班との連絡調整に関する業務 5. 消防資機材・物資の調達に関する業務 6. 報道機関等への災害情報の提供に関する業務 7. 消防部内の連絡調整に関する業務 8. その他の消防に関する業務
	予防班 (消防本部予防課)	1. 出火防止等災害広報の実施に関する業務 2. 災害の原因及び損害調査に関する業務 3. 災害状況の調査、記録、資料作成に関する業務 4. 危険物等の処理に関する業務

部名	班 名 (担当課)	分 掌 事 務
	警防班 (消防本部警防課)	1. 消防指揮本部の設置・運営に関する業務 2. 災害活動方針の策定に関する業務 3. 災害活動の指揮及び指導に関する業務 4. 消防部隊活動の統制的運用に関する業務 5. 活動資機材の運用に関する業務 6. 非常招集及び部隊編成に関する業務 7. 通信運用及び管理統制に関する業務 8. 活動関係機関との連絡調整に関する業務 9. 消防応援要請等に関する業務 10. 気象警報等の情報収集、伝達に関する業務 11. 救急病院等の収容体制の把握に関する業務
	消防署班 (消防署)	1. 消防現場指揮本部の設置・運営に関する業務 2. 火災・救急及び救助出動に関する業務 3. 水防活動の動員計画に関する業務 4. 消防団との連絡調整に関する業務 5. 被災住民の避難協力に関する業務
	消防団班 (消防団本部)	1. 消防・水防活動に関する業務 2. 被災者の救急救助に関する業務 3. 地域住民の避難誘導に関する業務 4. 危険箇所の巡視・警戒に関する業務 5. 被災地の警備に関する業務 6. その他消防団の活動に関する業務
現地災害対策本部 ※激甚な災害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図る必要がある場合		1. 現地で必要となった業務

※ 各班の所掌事務にかかわらず人命救助を優先するものとし、総力をあげて人命救助の体制をとる。

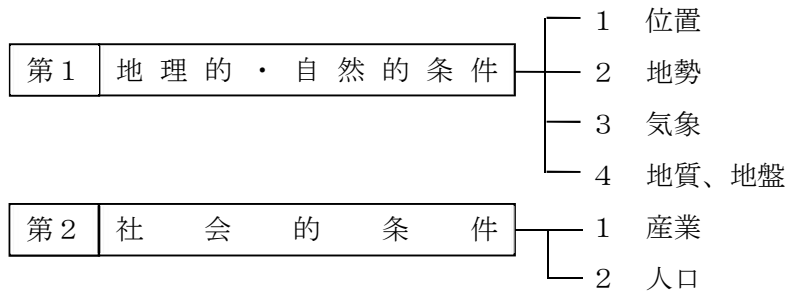
※ 被災地以外の市民センター職員は各班の応援にあたる。

※ 各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。

1. 職員の動員に関する業務
2. 災害対策本部の設置に関する業務
3. 通信の確保に関する業務
4. 被害情報の収集に関する業務
5. 人命救助に関する業務
6. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する業務
7. 他班の応援に関する業務

第5節 南砺市の自然条件・社会条件

【第5節の構成】



南砺市は、平成16年11月1日に、8つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）の合併により誕生した人口約4.8万人の自然豊かな都市である。

第1 地理的・自然的条件

1 位置

南砺市は、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は医王山を介して石川県、南部は1,000～1,700m級の山岳を経て岐阜県に隣接している。本市は、東西約26km、南北39kmで、面積は、668.64km²である。



2 地勢

本市の地形は、総面積の約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発して、庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど、すぐれた自然景観を残している。また本市北部の平野では、水田地帯の中に美しい「散居村」の集落が広がり、独特の集落景観を形成している。

3 気象

本市は、典型的な日本海式気候であり、冬は寒く降水・降雪量が多い地域である。

本市の城端、平、上平、利賀、福光の各地区は、特別豪雪地帯に指定されており、山間部では最深積雪量が3mを超えることもある。

また、春先には発達した低気圧が日本付近を頻繁に通ることにより、フェーン現象を招来し、風速 20m 前後の乾燥した温かい強風が吹く。夏に変わる頃の梅雨期は、高温多湿でしばしば豪雨をもたらす、秋の台風期にはいくつかの風害・水害をもたらしている。

4 地質、地盤

県南西部に位置する本市の地層は、新生代新第三紀の火山岩類が帯状に広く分布している。地盤に含まれる岩石は、花崗岩・流紋岩などの火成岩であり、硬くて浸食されやすい岩石のため、急峻な地形をつくる原因となっている。礫岩・砂岩の堆積岩の薄い層も広がるが、この層は浸食に弱く崩れやすいので、平坦地をつくることも多い。

庄川沿いには河岸段丘が狭いながらも点在している。なお、城端から上梨集落を通り、庄川を直角に横切って人形山方向へと延びる大断層「城端・上梨断層」が南北方向に延びている。

(1) 飛騨変成岩

飛騨変成岩は、6 億年前よりさらに古い時代（先カンブリア時代）にできたとされる岩石であり、平でも見ることができる。各種の片麻岩や結晶質石灰岩など、いろいろな変成岩が混じっているため、飛騨変成岩類とも呼ばれるが、平で見られるものは結晶質石灰岩で、レンズ状に狭い地域にのみ分布している。

(2) 庄川花崗岩

庄川沿岸の利賀村栃原の南より下梨まで、広く花崗岩が分布しており、「庄川花崗岩」とも呼ばれている。古生代末から中生代初期のマグマの活動による深成岩であり、風化されやすく、祖山・大崩島などの山崩れも、庄川花崗岩が原因となっている。

(3) 太美山層群

城端・上梨断層より西側には、流紋岩や石英はん岩が広がっている。平から上平、小矢部川上流地域と広く分布し、「太美山層群」と呼ばれている。流紋岩、石英はん岩などの火成岩の他に、火山噴出物が堆積した凝灰岩や角礫凝灰岩も多く、いずれも硬いが、もろい一面があり、角張って割れ、分布地では角礫の岩屑も多い。新生代古第三紀、約 6,000 万年前頃にできた岩石である。

(4) 楡原累層

梨谷トンネルの下梨側出口に広く見られる砂岩や泥岩、細尾峠付近に長く続く礫岩、これらの堆積岩は、「楡原累層」と呼ばれている。楡原累層は、礫岩・砂岩・泥岩などの堆積岩なので浸食されやすく、厚く堆積している所では崩れて平坦地をつくる場合も多い。新生代新第三紀の初期、約 2,000 万年前に堆積したものである。

(5) 岩稻累層

1,500 万年前頃日本列島は、激しい海底火山活動が続き、安山岩や凝灰岩・凝灰角礫岩などが大量に形成された。高清水山地や人形山を中心に、広く分布する安山岩質の岩石はこのようにして出来たものであるが、この時の海底火山噴出物は「岩稻累層」と呼ばれている。

(6) 河岸段丘堆積物

庄川の兩岸の平坦地は礫層からでき、その厚さは 10～20 メートルにも達し、円礫が主で、かつての川床であることを示している。礫層の礫は流紋岩・片麻岩・花崗岩が大半で、充填物は泥質の砂でしまりが良い。祖山トンネル北部の丘陵地にまとまって分布する。

(7) 崖錐堆積物

本市の山間部は急傾斜が多いので、崖崩れがあり、崖錐堆積物も目立つ。

花崗岩地帯のものは、真砂化がほとんど見られず、角礫の岩屑となっている。安山岩地帯は巨礫や大礫が砂質シルトの充填物の中に点在している。しまりは悪く大量の土砂移動による災害が考えられる。小矢部川平野部の河川底部に見られる地層である。

第2 社会的条件

1 産業

令和2年の国勢調査による産業別就業人口の構成は、第1次産業が1,675人(6.6%)、第2次産業が9,322人(36.8%)、第3次産業が14,334人(56.6%)となっている。市内の産業構造は、平野部と山間部では異なり、平野部はアルミニウム関連、橋梁建設、建築建材、機械製造を中心とした製造業、山間部では建設業や観光施設などのサービス業の就業割合が高くなっている。

また、安土桃山時代から続く絹織物、100人以上の彫刻師を抱える日本一の木彫刻産業、また、多くのプロ野球選手が愛用している木製バットの製造など、地場産業の振興にも力を入れている。

農業では、豊かな水と肥沃な土から生産される美味しい米の産地であるほか、干し柿、里芋、チューリップ球根など、山間地では、地域の特性を活かしたそば、赤かぶづくりが盛んになっている。

2 人口

令和2年の国勢調査によると、市の人口は47,937人、世帯数は16,483世帯、1世帯当たり2.90人となっている。近年では人口、世帯数ともに減少している。

また、令和2年の年齢階級別人口割合は、15歳未満の年少人口が全体の10.4%、65歳以上の老年人口が39.1%を占め、近年では、年少人口割合の減少、老年人口割合の増加が顕著に見られ、人口構成の少子・高齢化がますます進行している。

■南砺市の人口・世帯数の推移

年 度	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	富山県 (令和2年)
人口(人)	65,113	62,965	60,182	58,980	54,724	51,327	47,937	1,034,814
総世帯数 (世帯)	16,598	17,005	16,892	17,154	16,930	16,594	16,483	403,989
世帯人員 (人/世帯)	3.92	3.70	3.56	3.44	3.23	3.09	2.90	2.56

資料：国勢調査(総務省)

第6節 社会構造の変化への対応

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられ、市及び防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

3 コミュニティ活動の停滞

都市化の進展等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されている。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

4 要配慮者の増加

高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

6 感染症対策の観点を取り入れた防災

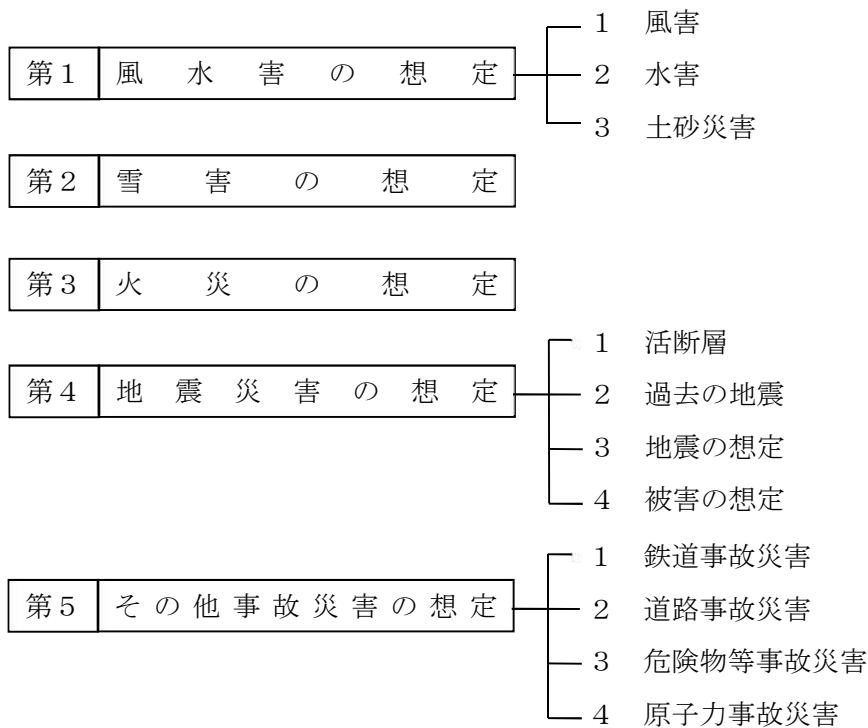
新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第7節 災害の想定

南砺市の気候、地勢・地質、災害履歴等から、本市における災害は、以下のように想定される。

なお、本市は区域が広い上に点在する集落が存在するため、災害の発生時に孤立化する危険性が高いことも十分想定しておく必要がある。

【第7節の構成】



第1 風水害の想定

1 風害

春先の低気圧のもたらす風とともに、夏から秋にかけて襲来する台風は、南風となってフェーン現象を誘発し、空気が乾燥して火災の起こりやすい状態となる。又、台風のコースによって北西の風が吹く時は、建物や農作物に大きな被害が発生する。

2 水害

山間地域では、急流をなしている中小の溪谷が集中豪雨時の土石流による被害、あるいは河岸の浸食決壊、用排水路の溢水等による被害、これらに起因する道路の決壊やがけ崩れなど、副次的な災害の発生によって集落が孤立する可能性がある。

平野部においては、小矢部川、山田川、旅川、大井川、大門川等、過去に氾濫を繰り返している河川があり、河川改修等の治水対策が進められている。特に、この地域の河川は、南砺山ろくの用排水路の性格を有しており、上流地域での集中豪雨などにも警戒が必要である。

3 土砂災害

山間地域では、地滑り、山崩れ等の土砂災害が、集中豪雨や雪崩等の発生によって誘発される危険性が高い。土砂災害指定地域も多く、風水害や地震の際は注意が必要である。

第 2 雪害の想定

山間地域では、豪雪年には 4 メートルに達する積雪がある。特に、連続降雪期には集落間の徒歩連絡等も不可能となるため、孤立する危険性が高い。降雪期における表層雪崩（通称あわ雪崩）、融雪期の全層雪崩による交通機関の麻痺、家屋や施設の被害が発生しており、警戒が必要である。

平野部においても、豪雪時には多量の降雪をもたらす、交通機関の麻痺、家屋や施設への被害が発生している。

第 3 火災の想定

春期のフェーン現象時や台風期に山間を縫って吹く風、又は河川に沿って吹く強風によって、山林火災などが広く延焼し大災害につながるおそれがある。火災の原因は、火気取扱の不注意や不始末といった過失によるものが多く、火気取扱時の注意が必要である。

住宅の密集化、建築様式の多様化、化学合成建材の普及等により、発生した火災が大きな災害につながる危険性が高まってきている。

第 4 地震災害の想定

東日本大震災（2011 年 3 月）の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。

地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）などの大規模な活断層による内陸直下の地震が考えられる。

本計画における地震・被害想定は、これまでに富山県が実施した地震調査研究事業の結果に基づき、呉羽山断層、跡津川断層、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯を震源とする地震が発生した場合を前提に行う。今後砺波平野断層帯東部（高清水断層）を震源とする被害想定を検討調査が実施され、従来の被害想定を上回る結果が出た場合には、速やかに本市の被害規模想定を見直し、地域防災計画に反映する必要がある。

1 活断層

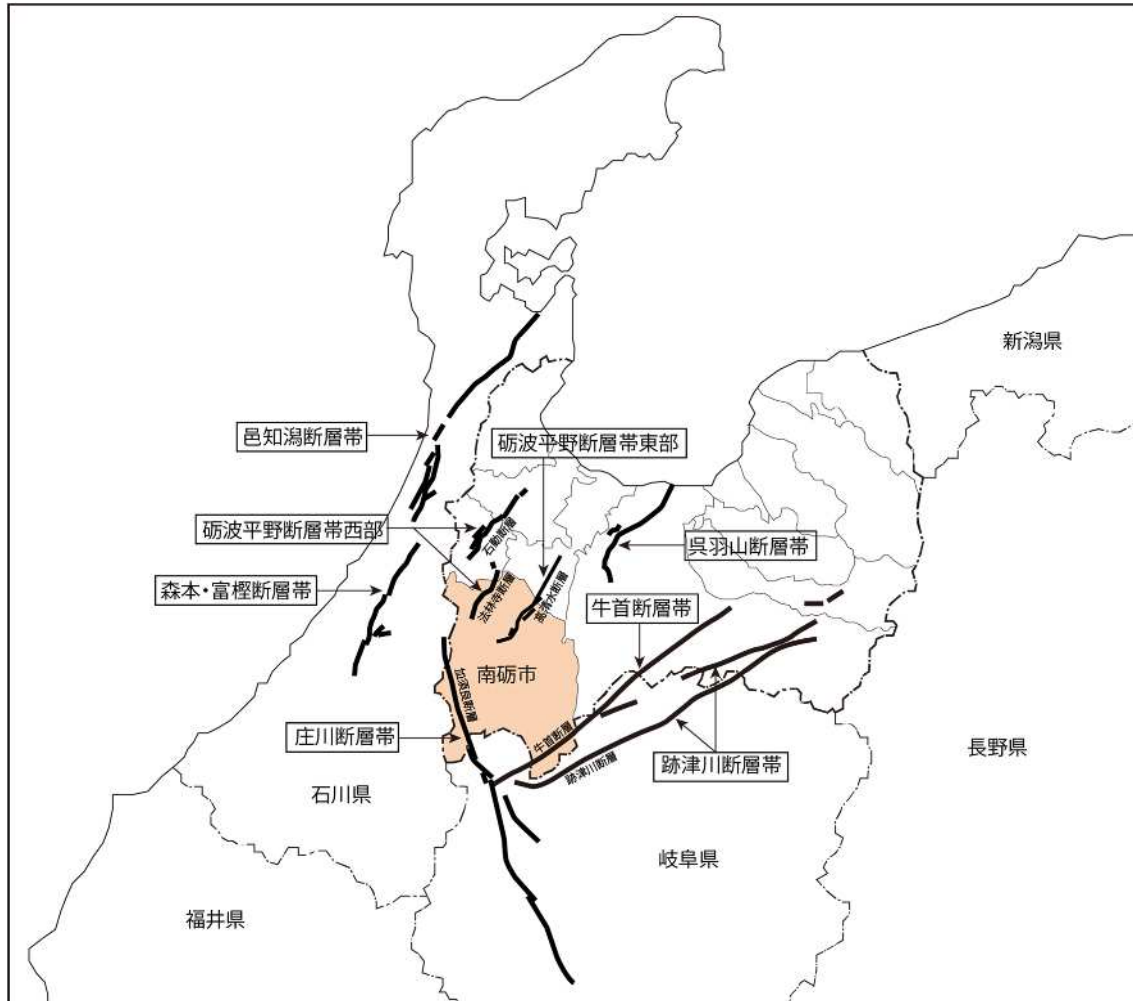
断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約 180 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている活断層のうち、南砺市及び周辺に分布するものは、以下に示すとおりである。

■南砺市及び周辺に分布する主な活断層



(※図は、「地震調査研究推進本部」の公表資料に基づき、南砺市で作成)

(1) 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約 69 km で、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約 2～3 m/千年、最新の活動は 1858 年（安政 5 年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約 4.5～8 m の右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約 2,300 年～2,700 年と推定される。

(2) 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約 54 km で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年～7,100 年と推定される。

(3) 砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 km で、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、1 世紀以前、平均活動間隔は約 6,000～12,000 年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

(4) 砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 km で、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000～7,000 年程度であったと推定される。

(5) 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km 以上とされているが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 km とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000～5,000 年程度であった可能性がある。

(6) 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 km で、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性がある。

(7) 森本・富樫断層帯

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約 26 km の断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね 1 m/千年程度であった可能性がある。最新の活動は、約 2,000 年前以後、4 世紀以前にあったと推定され、1 回の活動によるずれの量は 3 m 程度、そのうち上下成分は 2 m 程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1,700 年～2,200 年程度であった可能性がある。

(8) 邑知潟断層帯

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約 44 km で、ほぼ北東～南西方向に延びてお

り、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.8m／千年程度と推定され、最新活動時期は、約3,200年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2～3m程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。平均活動間隔は1,200～1,900年程度であった可能性がある。なお、平成22年度に実施された「活断層の追加・補完調査」（「邑知潟断層帯の活動性および活動履歴調査（独立行政法人産業技術総合研究所）」）では、最新活動時期は、8～9世紀以降、16世紀以前の可能性があり、平均活動間隔は、800～1,500年程度であるとされた。

■各活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部が公表している活断層の長期地震評価によると、地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。

※30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。

長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2%もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年もしくはそれ以下	約6,900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。

2 過去の地震

富山県内に被害をもたらした過去の地震のうち、1858 年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1933 年以降、富山県内の震度観測点において震度 4 以上を記録した地震は 10 回となっている。そのうち、2007 年の能登半島地震の際には本市でも震度 4 を記録している。

■富山県内で震度 4 以上を記録した地震一覧

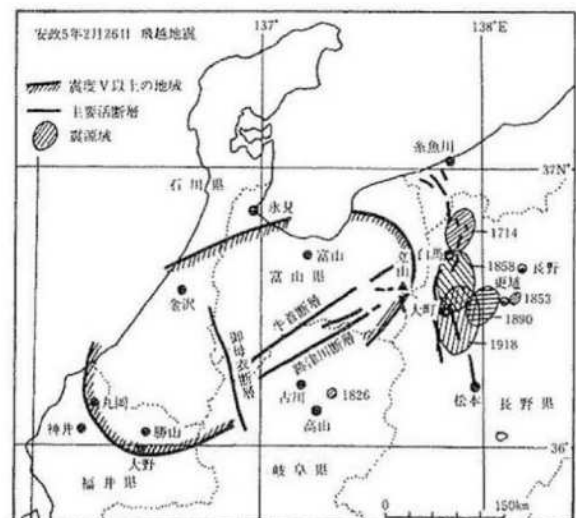
発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山石坂、高岡伏木 4
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山石坂 4
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山石坂 4
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山石坂、富山八尾、氷見女良 4
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山市、高岡伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日 4
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部 4
2020(令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	富山、氷見、舟橋 4

「理科年表」（国立天文台、平成 13 年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和 45 年）等による。

■1858 年の安政の大地震の概要（「地震を見る」（富山県 [立山博物館]、1993 年）より抜粋

- ・発生日時：1858 年 4 月 9 日（安政 5 年 2 月 26 日）の真夜中
- ・規模：M7.0～7.1
- ・震源：跡津川断層とみられている
- ・震度 5 以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ
- ・富山県内での被害：県東部は震度 6 で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者 36 名。県西部では、震度 5 で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約 2 週間後に長野県大町近くで発生した M5.7 の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等 1,612 戸、死者 140 人にのぼった。



1858 年 4 月 9 日（安政 5 年 2 月 26 日）の M7.0～7.1 の安政の大地震による震度 V の広がり。「新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1987 年）による。

3 地震の想定

地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層（砺波平野断層帯西部）、高清水断層（砺波平野断層帯東部）などの大規模な活断層による内陸直下の地震が考えられる。

本計画における地震の想定は、これまでに富山県が実施した地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料に基づき、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする内陸直下型の最大級規模の地震が発生した場合を想定する。

【予想震度分布】

ア 跡津川断層地震

震度分布は図1のとおりである。

震源となる断層付近に位置する市南部の県境付近では震度7となる地域があるほか、震度6以上の地域が市の山間地に集中している。また、市の平野部は震度5以上と予測される。



イ 呉羽山断層帯地震

震度分布は図2のとおりである。

震源となる断層帯に近い市北部では震度6弱が現れており、市中部では震度5弱、南部は震度4（一部震度3）と予測される。

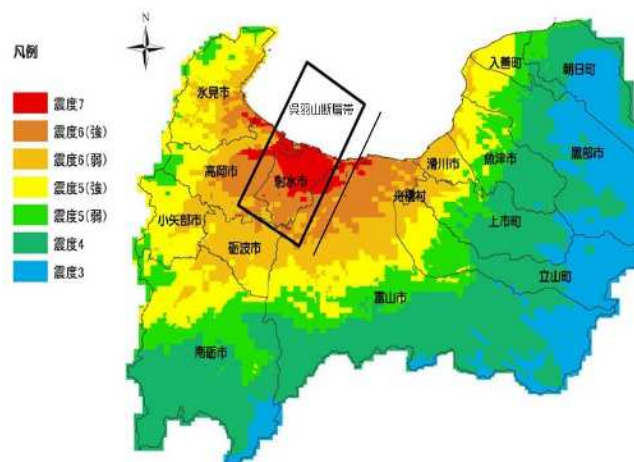


図2 呉羽山断層帯地震予測震度分布
出典：「富山県地震被害想定等調査業務報告書」
(平成23年5月／パシフィックコンサルタンツ(株))

ウ 法林寺断層地震

震度分布は図3のとおりである。

震源となる断層に近い市域では震度6弱以上となっている。平野部が震度5強、南部が震度5弱となっており大きな被害が予測される。



エ 砺波平野断層帯西部地震

震度分布は図4のとおりである。

震源域東端の一部に震度7となる地域があるほか、震度6弱以上が断層近傍及び平野部に分布している。

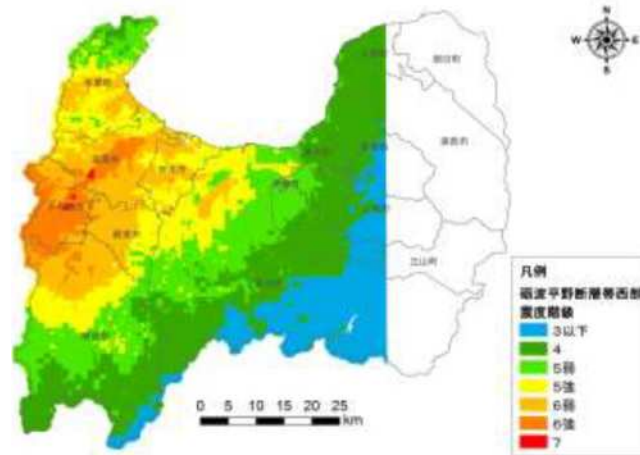


図4 砺波平野断層帯西部地震予測震度分布

オ 森本・富樫断層帯地震

震度分布は図5のとおりである。

震度6弱以上が想定震源を中心に分布している。

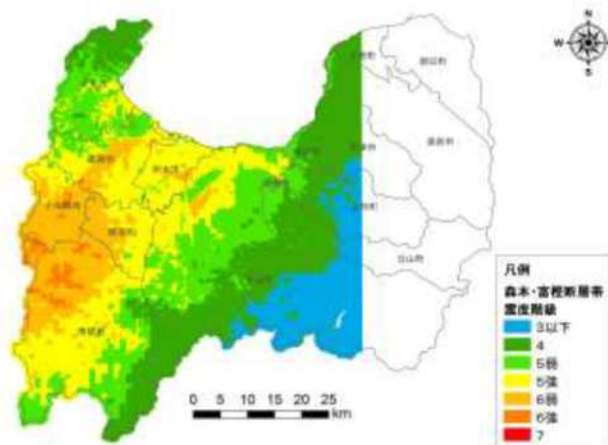


図5 森本・富樫断層帯地震予測震度分布

カ 邑知潟断層帯地震

震度分布は図6のとおりである。

4つのケースについてシミュレーションされているが、このうち本市にとって最も大きな被害（建物被害件数及び死傷者数が最大）を受けるのはケース4であり、強震動生成域を中心に震度7となる地域が多くあるほか、震度6弱以上が震源域及びその近傍に分布している。

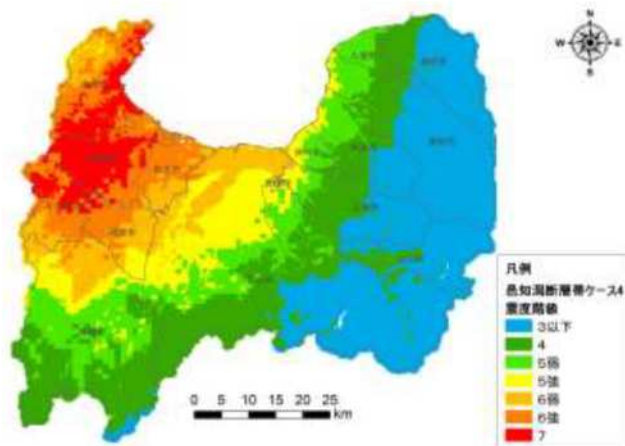
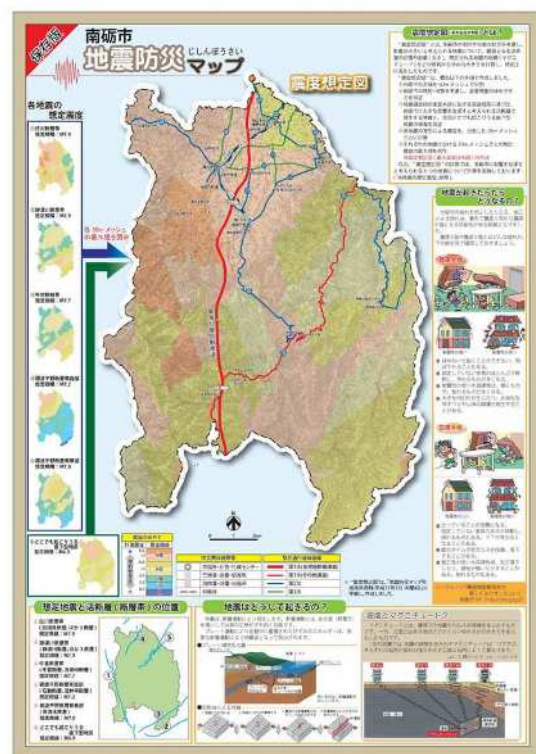


図6 県知潟断層帯地震予測震度分布（ケース4）

【地震防災マップ】

市では、上記の地震想定結果等に基づき、震度想定図を作成し、「地震防災マップ」として公表(市内全戸配布)し、地震に対する知識や日常の備え等について普及・啓発を実施している。



4 被害の想定

本計画では、これまでに県が実施した地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び県知潟断層帯を震源とする地震発生を前提に被害を想定する。

被害の想定にあたっては、東日本大震災（2011年3月）の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大級の被害規模想定を行う。具体的には、県において上記6つの断層帯それ

それを震源とする最大級規模の地震発生を前提に算定された被害対象別の被害予測量（9パターン）のうち、それぞれの最大値をもって本市の被害予測値として想定する。

なお、今後、砺波平野断層帯東部（高清水断層）を震源とする被害想定を検討調査が実施され、本市に関する従来の被害想定を上回る結果が出た場合には、速やかに被害規模想定を見直し、防災対策に反映する必要がある。

被害の想定は下表のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となる。また各予測値は調査手法が同一でないことから、被害想定の対象項目についても一部一致していない箇所があるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

■ 南砺市における震源地別最大クラスの地震想定に基づく被害想定

		最大クラスの地震想定（震源地別）に基づく被害想定									被害想定 の最大 値
		これまでの調査分			新規調査分						
		跡津 川	法林 寺	呉羽山	砺波 西部	森本 富樫	邑知 潟 1	邑知 潟 2	邑知 潟 3	邑知 潟 4	
木造建物の被害件数	全壊棟数 （棟数）	44	38	54	1,580	2,362	297	460	1,098	1,235	2,362
	半壊棟数 （棟数）	616	313	19,322	7,290	8,995	3,622	4,019	5,498	5,939	19,322
非木造建物からの 落下物の 件数	飛散物	491	492	—	—	—	—	—	—	—	492
	非飛散物	489	489	—	—	—	—	—	—	—	489
	合計	980	981	0	94	194	1	2	54	99	981
ブロック 塀・石塀 等の転倒 件数	ブロック 塀	426	2,291	119	0	0	0	0	0	0	2,291
	石塀	261	1,004	20	0	0	0	0	0	0	1,004
	ブロック 塀・石塀 合計	687	3,295	139	0	0	0	0	0	0	3,295
	自動販売 機	—	—	31	0	0	0	0	0	0	31
道路の被害 箇所数	被害箇所 数	57	44	—	—	—	—	—	—	—	57
	被害率 （箇所/km）	0.04	0.03	—	—	—	—	—	—	—	0.04
上水道の 被害箇所 数	被害箇所 数	25	122	—	—	—	—	—	—	—	122
	被害率 （箇所/km）	0.04	0.18	—	—	—	—	—	—	—	0.18
下水道の 被害箇所 数	被害箇所 数	6	29	—	—	—	—	—	—	—	29
	被害率 （箇所/km）	0.02	0.09	—	—	—	—	—	—	—	0.09

		最大クラスの地震想定（震源地別）に基づく被害想定									被害想定 の最大 値
		これまでの調査分			新規調査分						
		跡津 川	法林 寺	呉羽山	砺波 西部	森本 富樫	邑知 潟 1	邑知 潟 2	邑知 潟 3	邑知 潟 4	
負傷者数	木造家屋 倒壊等の 被害による 負傷者 数	144	937	－	627	838	268	277	443	489	－
	火災による 負傷者 数	0	0	－	0	0	0	0	0	0	－
	合計	144	937	1,118	627	838	268	277	443	489	1,118
死者数		－	－	1	22	43	1	1	16	16	43
避難所避難者数		－	－	9,457	4,148	5,667	1,676	1,736	2,993	3,259	9,457

※被害想定的前提条件

上表の被害想定的前提条件は下記のとおりである、

ア 跡津川断層地震、法林寺断層地震

（ア）被害想定に必要な各種データは、跡津川断層地震にあつては、平成 2 年国勢調査の人口・世帯データ及び平成 5 年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあつては、平成 7 年国勢調査の人口・世帯データや平成 7 年 1 月の家屋データを用いた。

（イ）火災（出火、延焼）の予測は、春の朝 6 時、風速 2 m/秒、風向きは南西とした。

（ウ）被害想定は、基本的に県下を約 1 km²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

イ 呉羽山断層帯地震

（ア）被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成 23 年 1 月 1 日現在）の人口・世帯データや平成 22 年度固定資産税課税データ等を用いた。

（イ）火災（出火、延焼）の予測は、風速 3 m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

（ウ）被害想定は、基本的に県下を 250 m²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

ウ 砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯

（ア）被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成 29 年 1 月 1 日現在）の人口・世帯データや平成 29 年度固定資産税課税データ等を用いた。

（イ）火災（出火、延焼）の予測は、風速 8 m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

（ウ）被害想定は、基本的に県下を 250 m²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

第5 その他事故災害の想定

1 鉄道事故災害

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとして、次のような事象を想定される。

- ・列車の衝突、脱線、転覆等
- ・列車の火災又は爆発
- ・列車からの危険物等の流出
- ・列車と自動車の衝突（踏切事故）

2 道路事故災害

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、次のような事象が想定される。とりわけ、道路トンネル内等の出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する事故には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

- ・道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ・自動車の火災又は爆発
- ・自動車からの危険物等の流出
- ・道路上での大きな交通事故
- ・道路上等での極端な雑踏による被害

3 危険物等事故災害

石油類、LPガス、火薬類などの危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生し、特に多数の死傷者を生じるおそれのある場合が想定される。

4 原子力事故災害

本市には、原子力事業所はなく、原子力事業所の事故による直接的な被害が本市に及ぶことは想定されないが、北陸電力志賀原子力発電所の事故により放射性物質が飛来し、環境汚染や人体への被ばく被害の可能性が想定される。

第8節 減災重点施策

減災のためには、「第2節 防災の基本方策」で掲げたように、計画的で周到な災害予防対策をあらかじめ講じておくとともに、災害が発生した場合には、2次災害の発生等による被害の拡大を防止するため、迅速で円滑な災害応急対策の実施が必要不可欠である。防災の基本目標である3つの視点から、今後取り組むべき減災のための重点施策について以下に整理する。

1 災害に強いまちづくりの推進

平野部における軟弱地盤の改良や、山地部における急傾斜地崩壊危険箇所での各種防災事業を進めるとともに、安全な都市空間をつくる都市計画各種事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害を発生させないまちを形成するとともに、災害時の情報伝達・避難路・輸送路や避難場所の体系化など、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

- ア 建築物の耐震不燃化の促進
- イ 道路・橋梁、公園、河川等の計画的・効率的な維持管理、修繕・更新
- ウ 孤立化予防のための交通アクセス機能の強化
- エ 砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備及び適正な管理・補修
- オ 電気、ガス、上水道、下水道、通信施設等の耐震性の向上
- カ 廃棄物処理施設、危険物施設等の耐震化、不燃・堅牢化
- キ 地盤改良、液状化対策工法の推進
- ク 火気器具・危険物取り扱いの管理指導の徹底
- ケ 火災予防査察の強化

2 災害に強い体制づくりの推進

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、インターネットや防災行政無線、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、ケーブルテレビやインターネット、ホワイトスペース活用型エリア放送、衛星携帯電話等の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備などとともに、市民・職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

- ア 防災拠点施設の整備
- イ 被害情報の収集・伝達手段の多角化の推進
- ウ 広報・広聴活動体制の強化（住民等への迅速かつ的確な情報の伝達）
- エ 道路・橋梁、河川等の応急復旧活動
- オ 緊急交通路及び緊急輸送車両等の確保
- カ 医療救護体制の整備（後方医療体制、DMATとの連携等）
- キ 常備消防の広域化・高度化
- ク 避難所における施設・設備の整備及び運営体制の整備（女性や災害時要援護者への配慮、女性の参画）
- ケ 医療・医薬品、飲料水・食料、生活必需品等の適正備蓄と迅速な供給体制の整備

コ 広域的な支援体制の整備

- (ア) 近隣市町村、遠隔地域との災害時相互応援協定の締結
- (イ) 民間企業（流通・運輸事業者等）との応援協定の締結
- (ウ) ボランティアの受入体制の整備

3 災害に強い人づくりの推進

災害から身体・生命・財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、市民一人一人が災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- ① 災害時に、自分自身を守り、家族や隣人の安全を配慮すること。
- ② 災害時に率先して防災活動に協力・従事すること。
- ③ 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと。

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成及び消防団との連携、防災知識の啓発により、職員及び市民の防災行動力、地域総合防災体制の向上を図るとともに、災害時における市民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

ア 市民・企業の防災意識の高揚

- (ア) 災害への対応知識の普及
- (イ) 市民・企業参加の防災教育、防災訓練等の実施

イ 災害に強い職員づくり

- (ア) 市職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発
- (イ) 防災教育や訓練による防災活動力の向上

ウ 自主防災組織の育成

- (ア) 消防団等の自主防災組織の育成
- (イ) 地域の自衛防災活動の推進
- (ウ) 防災リーダーの育成

